

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

5上伊地環第50-1号
令和6年(2024年)3月27日

株式会社フォレスト
代表取締役 本道 文彦 様

長野県上伊那地域振興局長

令和6年2月1日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社フォレスト 代表取締役 本道 文彦 長野県北安曇郡池田町大字会染 6124 番地 37	
申請の区分 (I)	産業廃棄物処理施設の変更許可	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県木曾郡大桑村大字須原1367番1	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 240 t/日 (30 t/h : 8時間稼働)	
(6) 変更の概要	木くずの破碎施設の入替	
	新	旧
	コマツカスタマーサポート株式会社 BR120T-1 処理能力 240 t/日 (30 t/h : 8時間稼働)	東興産業株式会社 ビースト 3680 型 処理能力 440 t/日 (55 t/h : 8時間稼働)
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 大桑村橋場地区及び大島地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 大桑村長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和6年4月25日(木) 午後7時から (場所) 大桑村公民館橋場分館 木曾郡大桑村大字須原 1425 番地 1	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。